

2025年12月1日

各 位

会社名 クオンタムソリューションズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 Francis Bing Rong Zhou  
(コード番号: 2338 東証スタンダード)  
問合せ先 管理部 Catherine Hu  
T E L 03-4579-4059 (代表)

(開示事項の経過) 第三者割当による第5回転換社債型新株予約権付社債  
の発行条件の決定に関するおしらせ

当社は、2025年9月26日開催の当社取締役会において、当CVI Investments, Inc. (以下「CVI」といいます。)との間で買取契約 (以下「本CVI買取契約」といいます。)を締結することを決議し、CVIに対し、本CVI買取契約に基づく第三者割当として、本CVI買取契約に定める条件が充足されることを条件としたクオンタムソリューションズ株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「第5回新株予約権付社債」といいます。)の発行に関し、本日 (以下「条件決定日」といいます。)発行条件等を決定いたしましたので、発行決議日に公表した第5回新株予約権付社債の発行について未確定だった情報につき、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第5回新株予約権付社債の発行に関する詳細は、2025年9月26日付「新株予約権付社債の発行に係る包括的な枠組み、並びに、第三者割当による第13回新株予約権 (行使価額修正条項付) 及び第14回新株予約権並びに第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください

記

1. 決定された発行条件等の概要

当社は、本日、第5回新株予約権付社債に関し、下記の表に記載の条件につき決定するとともに、これらの条件を含め、別紙として添付されている本新株式の発行要項記載の内容で第5回新株予約権付社債を発行することを決定しております。

(1)	社債の名称	クオンタムソリューションズ株式会社 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2)	払込期日	2025年12月17日
(3)	新株予約権の個数	68,000個 (新株予約権1個につき普通株式100株)
(4)	社債及び新株予約権の発行価額	社債: 総額 3,196,000,000円 (各本社債の金額 100円につき金100円) 新株予約権: 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5)	当該発行による潜在株式数	6,800,000株 上記潜在株式数は、交付株式数が6,800,000株で固定しております。本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(6)	調達資金の額	総額 金 3,196,000,000円
(7)	転換価額	470円 本新株予約権付社債には転換価額修正条項は付されておりません。
(8)	募集方法	第三者割当による
(9)	割当予定先	CVI Investments, Inc.
(10)	利率	該当事項はありません。
(11)	利払日	該当事項はありません。
(12)	償還期限	2030年12月24日 (木)
(13)	償還価額	額面100円につき金100円

(14)	その他	<p>本日付で当社が割当予定先と締結する予定の本C V I 契約においては、以下の内容等が定められております。</p> <p>(1) 割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要するものとします。</p> <p>(2) 本社が発行する第4回新株予約権付社債または第5回新株予約権付社債が存続する期間中、当社は、C V I の事前の書面による同意を得ることなく、現在または将来の収益もしくは資産に担保権を設定し、又は承認し、若しくは存続させることはできないものとします。ただし、通常の事業活動において発生する軽微な担保権については、この限りではありません。</p>
------	-----	--

## 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	3, 196, 000, 000円
②	発行諸費用の概算額	-円
③	差引手取概算額	3, 196, 000, 000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、各新株予約権の払込金額の総額及び行使に際して出資される財産の額は、下記のとおりです。

第5回新株予約権付社債の払込金額の総額 3, 196, 000, 000円

2. 発行諸費用の概算額は、2025年9月26日付「新株予約権付社債の発行に係る包括的な枠組み、並びに、第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第14回新株予約権並びに第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買取契約の締結に関するお知らせ」（以下、「当初開示文書」といいます。）で公表したとおりでありますが、他の費用項目と合算して開示しているため、第5回新株予約権付社債の発行諸費用のみを切り出して明示することが困難であることから、当初開示文書をご参照ください。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

第5回新株予約権付社債の発行によって調達する資金の額は合計約3, 196百万円であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。また、予定どおり資金の調達ができなかつた場合には、第三者割当増資又は、事業の進行具合や当社の業績によっては借り入れ等の新たな資金調達方法も検討し下記の使途へ充当する予定であります。

#### ①本新株予約権付社債

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期
① 暗号資産（イーサリアム）購入資金	3, 196	2025年12月～2030年12月
合計	3, 196	—

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

2. 第5回新株予約権付社債で調達する資金は、全額を暗号資産（イーサリアム）の購入資金に充当する予定であります。なお、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

#### ① 暗号資産（イーサリアム）購入資金

当社は、持続可能な財務基盤の構築および企業価値の最大化を推進する中で、既存の事業に加え、新たな資産戦略の一環として、2025年7月23日付「連結子会社における新たな事業（暗号資産投資事業）の

開始に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ビットコインを取得・保有する暗号資産投資事業を開始いたしました。

当社は、2025年7月28日付「暗号資産投資事業に係る TDX Strategies Ltd.との業務提携に関するお知らせ」にて公表のとおり、連結子会社GPT Pals Studio Limitedを通じて、デジタル資産サービスプロバイダーであるTDX Strategies Ltd.と業務提携契約を締結しております。TDX社は、大手金融機関出身者で構成され、高い専門性を有しております。さらに、GPT社は、2025年8月4日付「連結子会社による資金の借入の実行に関するお知らせ」にて公表のとおり、Integrated Asset Management (Asia) Limitedとの間で1,000万米ドルを上限とする借入契約を締結し、その資金を活用してビットコインを取得しております。2025年8月6日付「連結子会社によるビットコイン (BTC) の取得に関するお知らせ」及び同年8月12日付「連結子会社によるビットコイン (BTC) の追加取得に関するお知らせ」、8月22日付「連結子会社によるビットコイン (BTC) の追加取得に関するお知らせ」、8月27日付「連結子会社によるビットコイン (BTC) の追加取得に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の連結子会社では現時点で11.570BTC（平均取得単価114,223USD、取得総額1,321,527USD）を保有しております。

また、2025年9月26日付「連結子会社における暗号資産投資事業の運用対象資産へのETH追加に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、暗号資産投資事業の運用対象資産として、新たにイーサリアムを追加しております。なお、直近で2025年11月25日付「連結子会社におけるイーサリアム (ETH) の追加取得に関するお知らせ」にて公表しているとおり、当社の連結子会社では、現時点で5,030.72ETH（平均取得単価3,972.31USD、取得総額19,983,548USD）を保有しております。

近年、暗号資産市場は世界的に拡大しており、とりわけビットコイン (BTC) は「デジタルゴールド」としての性質が広く認知されています。海外を中心に上場企業や機関投資家が財務準備資産としてビットコインを保有する事例が増加し、中長期的なインフレヘッジや価値保存手段として注目を集めていますが、円安の継続や国際的な金融不安の高まりを背景に、世界の上場企業および機関投資家の間では資産の分散化や為替リスクの軽減、インフレヘッジの観点からビットコインへの投資・保有が一層重要視されています。

一方で、イーサリアムは、スマートコントラクトや分散型アプリケーションの基盤として世界中で広く利用されており、長期的な価値保存や成長性の観点からも有望な資産であると判断しております。また、当社としては、ビットコインと異なる性質を持つイーサリアムを組み入れることで、暗号資産ポートフォリオ全体の価格変動リスクを低減し、中長期的な資産保全をより効果的に図ることが可能となります。

当社においても、これまで自社及び子会社を含めたグループ全体で暗号資産を準備資産として保有したことはありませんでしたが、既存事業による余剰資金の効果的な運用および資産ポートフォリオの多様化による財務基盤の強化、中長期的な価値保存と為替リスク軽減を目的として、ビットコインの取得をいたしましたが、今後は準備資産に新たにイーサリアムを追加し、イーサリアムを重点的に取得することを決定しております。

当該事業においては、今後、暗号資産であるイーサリアムを財務資産の主要な構成要素として取得・保有し、市場環境に応じて段階的に蓄積を進める方針です。具体的には、暗号資産取引プラットフォームとして香港を拠点とするHash Blockchain Limited (Hashkey Exchange) を利用し、資産配分戦略においてはアルゴリズム取引や先物契約等を通じて高度な投資支援を行うTDX社を投資アドバイザーとして活用いたします。これにより、市場流動性、取引コスト、リスク管理の各面で優位性を持つ暗号資産（イーサリアム）投資を遂行いたします。

もっとも、暗号資産投資には価格変動リスク、流動性リスク、法規制や税制の変更リスク、サイバーセキュリティリスク等が内在しております。当社はこれらのリスクに対応するため、取得資産の保管には信頼性の高いカストディサービスを活用し、マルチシグネチャ等の技術的対策を講じるとともに、取引・保有状況を常時モニタリングする体制を整備します。また、価格変動や市場動向については経営会議において定期的に報告・協議を行い、必要に応じて保有方針や売却戦略を柔軟に見直しを行います。これにより、資産保全と収益機会の最適化を図ってまいります。

さらに、本事業は単なる資産運用の拡張にとどまらず、当社が推進するAI分野との連携によるシナジーも見込まれます。具体的には、AIを活用した暗号資産の市場分析や価格予測モデルの開発を通じて投資判断の高度化を図るほか、ブロックチェーン関連事業や決済領域での新たなサービス展開の基盤として活用する可能性があります。

したがって、当社は3,196百万円を暗号資産（イーサリアム）購入資金として充当いたします。これにより、当社グループの資産運用戦略の多様化および財務基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上と持続可能な経営基盤の確立を目指します。

当社が本資金調達において資金使途をイーサリアム（ETH）の取得に重点化しているのは、①イーサリアム（ETH）がビットコインに次ぐ規模を有し、日本市場でも需要とエコシステムの拡大が著しいこと、②NFTやDeFiなど幅広い分野で基盤として活用され、スマートコントラクトやステーキング等を通じ追加収益や事業活用が可能であること、③ビットコインに比べ事業的・実用的活用の道筋を明確にすることで、暗号資産保有の説明責任を果たし、企業価値評価を高めていきたいと判断いたしました。こうした戦略を踏まえ、本新株予約権および本新株予約権付社債の割当予定先であるC V Iは、暗号資産分野における豊富な経験と知見を有し、当社のイーサリアム（ETH）を中核とする方針に強く賛同していることから、調達資金の使途をイーサリアム（ETH）取得に限定することで合意しております。この合意は、資金調達の目的と活用方法を一層明確にし、既存株主や一般投資家に対する透明性を高めるための合理的な措置であると考えております。

なお、本資金調達は新株予約権の発行により実施され、取得後は厳格な管理体制のもとで、安全かつ効果的に資産の保全と運用を行ってまいります。今後も当社グループは、AIと暗号資産という革新的かつ成長性の高い領域を両軸に事業戦略を推進し、中長期的な企業価値の最大化を図ってまいります。

### 3. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の財務基盤の安定に資するものであることから、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

### 4. 発行条件等の合理性

#### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的な内容

##### ①第5回新株予約権付社債

当社は、第5回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関であるエースターコンサルティングに第5回新株予約権付社債の価値算定を依頼いたしました。第三者算定機関は、第5回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第5回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、第三者算定機関は、第5回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年11月28日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（421円）、転換価額（470円）、ボラティリティ（66.70%）、配当利回り（0.0%）、無リスク利子率（1.322%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、第5回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、当該評価にあたっては、第5回新株予約権付社債には、調整式としてフルラчетト方式並びに下限転換価額として取締役会決議日前日終値×50%を定めており、一定の希薄化防止措置を講じておりますが、本算定においてフルラчетト方式による転換価額の調整は前提とはしておらず、算定上において加味しておりません。

また、第5回新株予約権付社債の転換価額につきましては、第5回新株予約権付社債の発行に係る割当決議日直前5取引日の終値単純平均（2025年11月21日から2025年11月28日までの期間）×110%相当額である470円とし、2025年11月28日時点における評価額を算定いたしました。

その上で、当社は、第5回新株予約権付社債の発行価格（各本社債の金額100円につき金100円）が第三者算定機関による価値算定評価額（各本社債の金額100円につき金95.90円）を上回る価格であることを確認して決議しております。また、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を上回っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第5回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会（うち全員が会社法上の社外取締役）からは、第5回新株予約権付社債の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、第5回新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当せず、適法な発行である旨の意見表明を受けております。

#### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社が発行した第13回及び第14回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）が全て行使された場合に交付される株式数は34,000,000株（議決権数340,000個）、第4回新株予約権付社債、並びに、本第5回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は10,000,000株（議決権数100,000個）であり、これらの合計である44,000,000株（議決権数440,000個）の希薄化率（2025年2月28日現在の当社の発行済株式総数である45,714,093株（総議決権数455,942個）を分母とします。以下同じです。）は96.25%（議決権における割合は、総議決権数の96.50%）に相当します。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。また、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式数44,000,000株に対し、取引所における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は338,398株であり、一定の流動性を有していると判断しております。さらに、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものとの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

別紙

クオントムソリューションズ株式会社  
第5回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  
発行要項

1. 社債の名称  
クオントムソリューションズ株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額  
金3,196,000,000円
3. 各社債の金額  
金79,900,000円の1種
4. 払込金額  
各本社債の金額100円につき金100円
5. 本新株予約権付社債の券面  
本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率  
本社債には利息を付さない。
7. 担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日  
2025年12月17日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日  
2025年12月17日
10. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc.に全額を割り当てる。
11. 本社債の償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は、2030年12月24日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
  - (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
12. 本新株予約権の内容
  - (1) 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
  - (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否  
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
  - (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除

した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、470円とする。但し、転換価額は下記(ハ)の規定に従って調整される。

(ハ) 転換価額の調整

① 本新株予約権付社債の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第②号(ii)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第②号(iii)に定義する取得価額等。また、下記第②号(iii)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第②号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、かかる調整後の転換価額が211円（以下「下限転換価額」といい、下記第③号、第④号及び第⑨号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第13回新株予約権及び第14回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \frac{\text{調整前}}{\text{調整後}} - \frac{\text{調整後}}{\text{調整前}} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}}{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行}}{\text{転換価額}}}$$

④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \frac{\text{調整前}}{\text{調整後}} - \frac{\text{調整後}}{\text{調整前}} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑧号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

転換価額	転換価額	時価
「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日に おける各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した 金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位ま で算出し、小数第2位を四捨五入する。		
(6) (i) 「特別配当」とは、本項第(5)号に定める行使請求期間の末日まで 間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たり の剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支 払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場 合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日 時点における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の 数を乗じて得た金額をいう。		
(ii) 特別配当による転換価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会 社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の 翌日以降これを適用する。		
(7) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との 差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、 その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整す る場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換 価額からこの差額を差し引いた額を使用する。		
(8) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、 小数第2位を四捨五入する。		
(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式 の場合は調整後転換価額が初めて適用される日（但し、上記第④号(iii) の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該剰 余金の配当に係る基準日にそれぞれに先立つ45取引日目に始まる30取 引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均 値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位 未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。		
(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権 利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がな い場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における 当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社 普通株式数を控除した数とする。また、上記第④号(i)の場合には、転 換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が 有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないも のとする。		
(9) 上記第②号、第④号及び第⑥号記載の転換価額の調整を必要とする場合以 外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者（以 下「本新株予約権付社債権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必 要な転換価額の調整を行う。		
(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併の ために転換価額の調整を必要とするとき。		
(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の 発生により転換価額の調整を必要とするとき。		
(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基 づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由 による影響を考慮する必要があるとき。		
(10) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の 前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並び にその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その 他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(v)及び第④号(iii)		

に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月18日から2030年12月17日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日  
(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

クオンタムソリューションズ株式会社 管理部

16. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の

- 1 以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 行使請求受付場所  
クオンタムソリューションズ株式会社 管理部
  19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
  20. その他
    - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
    - (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上